

福山市狩猟免許取得費等補助事業実施要領

(目的)

第1条 鳥獣による農作物等の被害の低減に資するため、鳥獣捕獲を行うために必要な狩猟免許を新たに取得した者、または猟銃の所持許可を新たに取得した者に対し、予算の範囲内で福山市狩猟免許取得費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。なお、補助金の交付については、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 狩猟免許

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「鳥獣保護法」という。）第39条第1項に規定する狩猟免許をいう。

(2) 猟銃

ライフル銃、散弾銃、ライフル銃以外の猟銃（ハーフライフル銃等）をいう。

(3) 鳥獣捕獲

福山市有害鳥獣捕獲実施要領に基づく捕獲、及び市内猟友会の会員による狩猟をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 福山市内に住所を有し、事業実施年度に新たに狩猟免許または猟銃の所持許可を取得した者。ただし、既に狩猟免許または猟銃の所持許可を取得している者が他種の狩猟免許または猟銃の所持許可を取得した場合及び更新は除く。

(2) 狩猟免許または猟銃の所持許可の取得後は、市内のいずれかの猟友会に入会し、鳥獣捕獲を行うことが可能な者。

(3) 納期限の到来した市税を完納している者。

(4) 広島県が実施する狩猟免許取得助成事業による助成を受けていない者。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は次の各号に掲げるものとする。また、各号に掲げる経費に対する補助は一人一度限りとする。

(1) 狩猟免許の取得に係る経費

一般社団法人広島県猟友会が実施する狩猟免許（初心者）講習会の受講料及び広島県知事が実施する狩猟免許試験の受験手数料。

(2) 猟銃の所持許可に係る経費

広島県公安委員会が実施する初心者猟銃等講習会の受講料、射撃教習資格認定の申請手数料、及び所持許可の申請手数料。

2 第1項各号に掲げる経費に係る補助金は、同号の試験に合格した時、もしくは猟銃の所持が許可された時に限り、交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる経費の2/3以内とし、千円未満を切り捨てた額とする。

(事業の実施手続)

第6条 この事業を実施しようとするものは、規則により、補助金交付申請書類に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 取得した狩猟免許または銃砲所持許可証の写し
- (2) 第4条に定める経費に要した領収証の写し
- (3) 誓約書
- (4) 市税の完納証明書

(助成)

第7条 市長は、事業内容の審査を行い適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、規則第11条の規定により、事業報告書に収支決算書、事業成績書、猟友会に入会していることを証する書面、その他の必要書類を添付して市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は2014年(平成26年)4月1日から施行する。